

宇部市立学校の目的外利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宇部市立小中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第5号）第18条に規定する目的外利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 学校施設 宇部市教育委員会の所管に属する学校の土地、建物及びその他施設設備をいう。
- (2) 目的外利用 学校教育に支障のない範囲内で、学校施設を学校教育以外の目的に利用することをいう。
- (3) 学校施設開放 目的外利用のうち、本市における社会教育及び社会体育の普及並びに安全な遊び場の確保のため、学校施設を定期的に住民の利用に供することをいう。

(利用許可の条件)

第3条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校施設の利用を許可することができる。

- (1) 学校関係団体が利用する場合
- (2) 公共的団体が利用する場合
- (3) 社会教育ほか法令により認められている用途に利用する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上必要と認める場合

2 前項の規定にかかわらず、校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 学校の施設又は設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (5) 営利を目的とする事業を行うもの
- (6) 特定の政党に関する事業又は特定の宗教を支持するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学校施設の管理上支障があると認められるとき。

(学校施設開放の種別)

第4条 学校施設開放の種別は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育開放

学校施設を住民の社会教育の場及び文化等の地域活動の場として開放する。

(2) スポーツ開放

学校の運動場及び屋内運動場を住民のスポーツ活動の場として開放する。

(3) 遊び場開放

小学校の運動場及び屋内運動場を児童の遊び場として開放する。

(学校施設開放の利用者要件)

第5条 学校施設開放（遊び場開放を除く。）は、市内に在住、在勤又は在学する者を主とする10人以上の団体を構成し、当該団体の監督者として成人が含まれる場合に許可するものとする。

2 遊び場開放は、開放学校の区域内に在住する児童に限り許可するものとする。

(学校施設開放の日時)

第6条 学校施設開放の日時は、別表を基準として開放学校の校長が定める。

(学校施設開放運営協議会)

第7条 校長は、学校施設開放を円滑に行うために、学校施設開放運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置くことができる。

2 運営協議会は、学校施設開放に関する計画の立案及び運営に当たるものとする。

3 運営協議会は、学校施設開放に関し、校長に意見を述べることができる。

4 運営協議会の委員は、学校施設開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の教員、PTA役員、開放学校の属する地域の体育指導員、子ども会役員、その他地域の関係団体等で構成するものとする。

(利用の手続)

第8条 学校施設を利用しようとする者は、あらかじめ学校施設利用許可申請書（様式第1号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 校長は、次の各号に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) 利用者が利用許可の条件に違反し、又はその他この要綱の定めに違反したとき。

(2) 校長の指示に従わないとき。

(3) 公益上又は学校の管理上やむを得ない事情が生じたとき。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、学校施設の利用を終了したとき、又は利用の許可を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちに学校施設を原状に回復しなければならない。

(利用者の賠償責任)

第 1 1 条 利用者は、学校施設を故意又は過失によって、破損若しくは滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用者の事故)

第 1 2 条 利用中に発生した事故等については、設置者の責めに帰すべき場合を除き、利用者がその責めを負うものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

施設	開放する日	開放する時間
屋外施設	土曜日、日曜日、祝日、長期休業日	午前 9 時から午後 7 時まで
	平日	午後 5 時から午後 7 時まで
屋内施設	土曜日、日曜日、祝日、長期休業日	午前 9 時から午後 9 時まで
	平日	午後 5 時から午後 9 時まで